

# 工事請負契約等に係る入札参加停止

建設業法違反行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。

(1件1者)

## 1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号(建設業法違反行為)に該当する。

## 2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	大和ハウス工業株式会社	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 芳井 敬一	
本店所在地	大阪府大阪市北区梅田3-3-5	

## 3 入札参加停止の理由

大和ハウス工業株式会社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和3年11月17日、近畿地方整備局より、監督処分(指示処分、営業停止命令)を受けた。

## 4 停止期間の始期及び終期

令和3年12月14日から令和4年1月13日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号

措置要件	措置期間
建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内